

横浜国立大学理工学部化学系同窓会会則

平成 18 年 11 月 4 日制定
平成 22 年 4 月 1 日改定
平成 23 年 6 月 4 日改定
平成 27 年 6 月 20 日改定
平成 28 年 7 月 2 日改定
平成 29 年 7 月 1 日改定
平成 30 年 7 月 7 日改定
令和 7 年 6 月 28 日改定

1. 会の名称

本会を横浜国立大学理工学部化学系同窓会（通称：国大化学会）と称する。

2. 会の設置

本会を横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-5（〒240-8501）横浜国立大学理工学部化学・生命系学科内に置く。

3. 会員

(1) 正会員，特別会員，学生会員をもって構成する。

(2) 正会員は，横浜高等工業学校，横浜工業専門学校，横浜国立大学工学部，および同大学理工学部の化学工業科，応用化学科，電気化学科，材料化学科，物質工学科化学系，化学・生命系学科化学教育プログラム（以降，化学 EP と略する）の卒業生，同大学大学院工学研究科，工学府，理工学府，環境情報学府の当該研究室の在籍ならびに修了者，同大学理工学部化学・生命系学科化学 EP 現職教員，ならびに本会が正会員と認めた者とする。

(3) 特別会員は，同大学理工学部化学・生命系学科化学 EP またはその前身学科等に関係した旧教員および現・旧職員とする。

(4) 学生会員は，同大学理工学部化学・生命系学科化学 EP（配属資格者を含む）に所属する学生とする。学生会員は学部の卒業をもって正会員とする。

(5) 正会員ならびに学生会員は，定められた会費を納入する。

4. 目的と理念

本会は前身団体である横浜応化会，横浜電化材化会，横国化学会を発展的に統合・継承し，会員相互の親睦を図るとともに，学生支援，会員との連携をととして，横浜国立大学の発展および学術の進歩と産業の発展に寄与することを目的とする。

5. 役員

(1) 本会に次の役員をおく。

会長	1 名
副会長	3 名（現職教員正会員 1 名を含む）
諮問委員	若干名
執行役員	12 名以上
うち学生代表役員	若干名
同窓委員	卒業年度または研究室等の集団単位で 1 名以上
監査役員	2 名

(2) 役員は次の任務を負う。

(イ) 会長は，本会の会務を統括する。

(ロ) 副会長は，会長を補佐し，会長が事故ある場合はこれを代行する。

- (ハ) 諮問委員は会長の要請により役員会に知見を与える。
 - (ニ) 執行役員は会務の運営に当たる。
 - (ホ) 同窓委員は、各集団の会員のまとめ、連絡に当たる。
 - (ヘ) 監査役員は、会の財務および業務に関する監査を行う。
- (3) 役員の選出
- (イ) 会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。
 - (ロ) 副会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。
 - (ハ) 諮問委員は会長経験者から選出し、総会において承認する。
 - (ニ) 執行役員は会長および副会長の推薦により会員から選出し、役員会で承認、総会で報告する。
 - (ホ) 同窓委員は、会を構成する集団の正会員の中から選出する。
 - (ヘ) 監査役員は役員会により選出し、総会において承認する。
- (4) 役員の任期
- 役員の任期は4月1日からの2年間とし、重任を妨げない。同窓委員に任期は設けないが、適宜交代することができる。ただし、学生代表役員の任期は1年とする。
- (5) 本会には上記役員のほかに顧問を若干名おく。会の運営に多大な功績のあった者の中から、役員会で推薦し承認する。

6. 運営・事業

- (1) 会の運営は、役員会が主導して行う。
- (2) 役員会は、会長、副会長、諮問委員、執行役員および監査役員をもって構成し、会長が招集する。また必要に応じて一般会員の出席を求めることができる。会の円滑な運営を図るため、議案を検討し議決する。
- (3) 総会を原則として年1回開催し、会務について報告を受け議決する。
- (4) 会誌を年1回以上発行する。
- (5) 会員情報システム（Yokochem Network）をインターネット上で運用する。会員は本システムにより随時各自の情報を更新、他会員の情報を検索・閲覧できる。
- (6) ホームページを運用し、会員相互の情報を交換利用する。
- (7) 顧問に対し、会長が必要に応じて顧問会を招集することができる。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

7. 財務

- (1) 会の運営は、正会員および学生会員の会費、寄付金、広告掲載料、その他雑収入をもって行う。
- (2) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

8. 会則の変更

会則の変更は役員会の議を経て、総会において審議し決定する。

9. 細則

本会則には別途、細則を定めることができる。

細則

1. 会員の範囲について

- (1) 会則 3. (2) に該当しない者で、当該研究室の大学院博士課程前期・後期に在籍または修了したものは、原則として正会員とする。
- (2) 当該研究室の大学院論文博士は、その希望により正会員とすることができる。

2. 会費の徴収について

- (1) 正会費は年額 2,000 円とし、前納を原則とする。また、複数年分を前納できるものとする。
- (2) 学生会費は学部在籍期間中の総額を 2,000 円とする。
- (3) 学生会員は、学生会費と正会費の合計 30,000 円を入学時に一括納入する。会費未納の学生会員は、卒業時まで 30,000 円を納入する。なお、卒業 20 年目以降は (1) の納入方法による。
- (4) 特別会員については、会費を徴収しない。

3. 同窓会の事業

- (1) 企画調整、会誌、会員情報、総会・懇親会、ホームページ、庶務・会計、教育研究支援基金運用の 7 事業グループを設ける。
- (2) 各事業グループは、会長、副会長の指導の下、担当する執行役員により運営する。
- (3) 庶務・会計グループには執行役員を 3 名以上おき、内 2 名以上を正会員たる現職教員をあてる。